

## 《一般障がい者と認められる方》

相続税の障がい者控除を適用することが出来る一般障がい者に該当する方について、『相続税法基本通達 19 の 4-1』に次のとおり記されています。

(1)	児童相談所、知的障がい者更生相談所（知的障がい者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項《更生援護の実施者》に規定する知的障がい者更生相談所をいう。19 の 4-2 において同じ。）、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（昭和 25 年法律 123 号）第 6 条第 1 項《精神保健福祉センター》に規定する精神保健福祉センターをいう。19 の 4-2 において同じ。）若しくは精神保健指定医の判定により知的障がい者とされた者のうち重度の知的障がい者とされた者以外の者
(2)	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第 45 条第 2 項《精神障がい者保健福祉手帳》の規定により交付を受けた精神障がい者保健福祉手帳（以下「精神障がい者保健福祉手帳」という。）に障がい等級が二級又は三級である者として記載されている者
(3)	身体障がい者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項《身体障がい者手帳》の規定により交付を受けた身体障がい者手帳（以下「身体障がい者手帳」という。）に身体上の障がいの程度が 3 級から 6 級までである者として記載されている者
(4)	(1)、(2)又は(3)に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条《戦傷病者手帳の交付》の規定により交付を受けた戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）に記載されている精神上又は身体上の障がいの程度が次に掲げるものに該当する者 イ．恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第一号表ノ二の第四項症から第六項症までの障がいがあるもの ロ．恩給法別表第一号表ノ三に定める障がいがあるもの ハ．傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定したもの ニ．旧恩給法施行令（大正 12 年勅令第 367 号、恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和 21 年勅令第 504 号）による改正前のものをいう。）第 31 条第 1 項に定める程度の障がいがあるもの
(5)	常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障がいの程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 4 第 2 項各号《福祉の措置の実施者》に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。以下「市町村長等」という。）の認定を受けている者
(6)	精神又は身体に障がいのある年齢 65 歳以上の者で、精神又は身体の障がいの程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

関連法規 相続税法施行令第 4 条の 4 第 1 項、所得税法施行令第 10 条第 1 項

## 《特別障がい者と認められる方》

相続税の障がい者控除を適用することが出来る特別障がい者に該当する方について、『相続税法基本通達 19 の 4-2』に次のとおり記されています。

(1)	精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障がい者とされた者
(2)	精神障がい者保健福祉手帳に障がい等級が一級である者として記載されている者
(3)	身体障がい者手帳に身体上の障がいの程度が 1 級又は 2 級である者として記載されている者
(4)	(1)、(2)又は(3)に掲げる者のほか、戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障がいの程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までである者として記載されている者
(5)	(3)及び(4)に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項《認定》の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
(6)	常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障がいの程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者
(7)	精神又は身体に障がいのある年齢 65 歳以上の者で、精神又は身体の障がいの程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

関連法規 相続税法施行令第 4 条の 4 第 2 項、所得税法施行令第 10 条第 2 項